

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月20日（月） 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	井 谷 匡 志
	次 長	井 上 太 郎
	副主査	堀 井 理 沙

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	主幹兼係長	宮 嶋 俊 明
	主 査	廣 岡 信 康

舞鶴市農林水産振興課	主 査	原 田 直 明
------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第4号議案 個人情報保護に関する法律施行規程の制定について
…規程案のとおり議決した。

第5号議案 京都府情報公開条例施行規程の一部改正について
…改正案のとおり議決した。

5. 議事
井谷局長

定刻となりましたので、第14回京都海区漁業調整委員会を開催します。委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

3月になり、暖かい日と肌寒い日が交互に続き、季節の変わり目を感じるようになってきております。一方、今年は雪解けが早いように聞いておりますし、京都府沿岸の水温が例年に比べてやや高めで推移しています。今年の春は日本各地でマイワシが豊漁で、京都でもたくさん獲れておりますが、収入金額では、手間を掛けて多く漁獲してもクロマグロ数尾を漁獲するのと変わらないということで、今日も話題に出てくると思いますが、マグロの漁獲枠を少しでも増やすことができないかと思っているところです。

新型コロナウイルスについて、今月13日からマスク着用が個人の自由となっております。本会議でのマスク着用も個人の判断にお任せすることとしております。前回の委員会まで設置しておりましたアクリル板も無くしていますが、マスクをされている方が多くおられますので、発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日は村岡委員、吉本委員がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は8名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

失礼いたします。葭矢でございます。本日はご多用の中ご出席いただきありがとうございます。

先ほど委員の皆様の間で話がありましたように、先週の土曜日に新しい平安丸の竣工式典が開催され、漁調委からも出席させていただきました。船内見学の際に船員さんに話を聞いてみますと、様々な新しい機器を導入しているとのことでした。今後、資源管理型漁業に関する調査を通じて、本府沖合海面で持続的な漁業生産を続けるために、新漁場の開拓や既存漁場の改良などにより漁業生産力を向上できる研究もしていただきたいとの思いで竣工式に立ち合わせていただきました。

それでは進行させていただきます。

まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。八木委員、益田委員をお願いしたいと思います。よろしくお

願いいたします。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。第1号議案「京都府資源管理方針の変更について（諮問）」を京都府から説明願います。

(水産事務所)

宮嶋主幹兼係長 (第1号議案資料に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願います。

【発言者なし】

葭矢会長 よろしいですか。それでは本議案については特に問題がないということで、京都府知事に対して原案に異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議のない旨答申させていただきます。

次に第2号議案「特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」を審議します。京都府から説明をお願いします。

宮嶋主幹兼係長 (第2号議案資料に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願います。

令和4管理年度までは第Ⅰ期間と第Ⅱ期間に分けて管理しておりましたが、第1号議案のとおり、令和5管理年度は通年で管理する形に変わりました。数量については令和4管理年度と同等です。どうでしょうか。

一点質問ですが、スルメイカの現行水準とは、大体どれくらいの量を漁獲するとこのような配分になるのですか。

宮嶋主幹兼係長 今、資料を持っておりませんので、正確な数字は後ほど回答させていただきますが、現行水準というのはあくまでも漁獲努力量管理ということで、漁獲数量が定められているわけではないということをご理解いただければと思います。

葭矢会長 分かりました。その他にどうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 他にないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に対して原案に異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議のない旨答申させていただきます。

次に第3号議案「知事許可漁業における制限措置等について（諮問）」を審議します。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)
廣岡主査

(第3号議案資料に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

八木副会長 4隻で年間どれくらいを漁獲するのでしょうか。

廣岡主査 各々の地区で2隻がワンペアで操業されており、概ね10～10トンを超えるくらいであったと思います。正確な数字につきましては、集約できれば八木委員に後日報告させていただきます。

八木副会長 価格はどのくらいですか。

廣岡主査 値段は変動がありますので、私の感覚で恐縮ですが、沿岸で漁獲される小型のバイガイに比べれば、キロ単価は若干高いと思っております。

葭矢会長 ありがとうございます。たしかに、八木委員が言われるように、毎年継続して4隻の申請希望があるということで、赤字前提で操業されないと思いますが、審議の対象となる以上、漁業の営みとしてはどうなのかと素朴な疑問だと思います。データがあれば教えていただきたい。

また、この4隻については、底連で協議をされて東西で2経営体ずつという形で操業されているのですか。

廣岡主査

本漁業は地区ごとに集団操業という形式をとっておられますので、その団体代表者に許可しております。各々の団体では、毎年2隻の許可船が操業しており、複数の漁業者による共同経営という形になります。

葭矢会長

ありがとうございました。その他にご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

【発言者なし】

他に発言がないようですので、本議案は特に問題がないということで、京都府知事に対して原案に異議がない旨答申してよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議がない旨答申させていただきます。次に、第4号議案です。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本委員会の規程を整備するものでございます。「個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について」を事務局から説明させていただきます。

井上次長

(第4号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。事務局から説明がありましたように、まず、個人情報の保護に関する法律が一部改正されまして、それに伴って京都府の条例が制定された。それに基づいて、さらに各々の行政委員会、内水面漁場管理委員会や労働委員会等々もこれにあわせて個人情報をきちんと管理をするために、必要な規程を制定していきましょう、ということです。難しいところもあると思いますが、事務方にきちんと処理していただく必要のある案件で、委員会の了承を得た上で規程を制定していくという手順ですので。本委員会では、個人情報は委員さんの履歴書などがあり量的には多くないと思いますが、法律に基づいた管理ができるようにという趣旨でご理解いただきたいと思います。この件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは特にご意見がないようですので、本議案を承認することとし、併せて、趣旨を変えない範囲で修正事項が出てきたら、私の一存で修正させていただくということによろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。次に第5号議案「京都府情報公開条例施行規程の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

井上次長

(第5号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございます。それでは第5号議案につきまして、ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

実施機関は京都海区漁業調整委員会で、電子媒体での公開の方法で、現在ほとんど使われていないフロッピーディスクを削除しますということです。特に問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは、特にご意見ご質問ございませんので、本議案については承認することとし、先ほどと同様に趣旨を変えない程度の文言修正については、会長に一任させていただくことによろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

議案については、以上で終了いたしました。次に、報告事項1「特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を事務局から説明願います。

井上次長

(報告資料1に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、今の説明に対して、何かご質問ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

【発言者なし】

葭矢会長 なければ、次の報告事項2「第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会について」を事務局から説明願います。

井上次長 (報告資料2に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。この会議には、当委員会から川崎委員に出席いただいております。川崎委員さんからコメントありますか。

川崎委員 3月14日に東京に行かせていただきました。「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」の議論では、全国の遊漁団体の方が参考人として出席しておられ、やはり遊漁者にもクロマグロを釣る量をもう少し多くいただきたいと。それと、採捕枠が終わった後でも、キャッチアンドリリースをさせてくれと言われておりましたが、これについては、定置網などを行っている方が大変お怒りで、「私共が苦勞して放流している間に釣ることは許されない」という声がありました。遊漁との調整は厳しいものになると思います。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明及び川崎委員さんの報告について、何かご質問ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

私から質問よろしいですか。クロマグロ遊漁の採捕期間指定の考え方ですが、令和4年度に40トンオーバーしており、ペナルティーが付くということで、超過分2.6トン差し引いた数量で令和5年度は割り当てられると。令和5年の4月～5月に5トン、6月に8トン、7月に8トン、8月に8トン、9月～12月に5トン、差し引かれた割り当て量が37.6トンということであれば、37.6トンから34トン引いた3.6トン相当が令和6年1～3月に割り振られるということですか。

井上次長 そうです。期間中に増減があるので、最後の期間で調整されてトータル37.6トンという書き振りになっております。

葭矢会長 その他何かご質問ありますか。

【発言者なし】

葭矢会長 ご意見ご質問なければ、次の報告事項3に移らせていただきます。「大中型まき網漁業との調整について」事務局から説明願います。

井上次長 (報告資料3に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、まき網漁業との調整に関しての動きとしては、船の大型化を目的として本府沖合で試験操業をしていた長崎県の第31源福丸の本許可への移行にあたって、2月10日に漁業者、漁協、水産庁、京都府、漁調委等関係者が招集し、試験操業の結果と今後の操業について意見交換が行われました。

さらには、2月28日に関係漁業者の方々に集まっていたいて、「大中型まき網漁業との調整を考える会」幹事会が開催され、直前に小型漁船の事故があったこともあり、AISの作動について要望してほしいということ、舞鶴湾で操業されている個人漁業者から、大型船が入ってくることで波浪によりトリガイ養殖などに影響が出るということで、舞鶴湾への入港時には低速で航行して事故防止に努めることを、今回新たに要望に入れさせていただくこととしました。

6月中旬には船主部会がございますので、そこで要望してきたいということです。それでは、先ほどの報告につきまして、ご質問ご意見等ございましたらよろしく願います。

八木副会長 11月から12月末までの白石礁での操業自粛について、最近の反応はどうですか。

葭矢会長 12月の操業について配慮してほしいという要望ですけど、まき網も盛漁期に当たるので、従来どおり11月末までにしてほしいということです。

八木副会長 まき網は魚を追って操業するのでしょうか。だったら、白石礁に付いているものまで獲ろうとしないでも良さそうなものじゃないですか。

葭矢会長 操業禁止ラインを沖に上げてもらうことが一番良いと思うのですが、直ぐに要望の中に入れるのは難しいかと。ただ、府の沿岸漁業者としても経営的にタイトなので、しっかりと要望していきたいなと思っています。

とりあえず今回は、特に安全性の問題という観点から要望していきたいというふうに思っています。

八木副会長 操業禁止区域の拡大は不可能だろうと思います。それよりも、白石礁を守るために協定を結ぶとか。

葭矢会長 操業禁止区域の見直しの要望については、行政でも要望していたと思いますが。

(水産事務所)
戸嶋課長

まき網の禁止区域の見直しについては、日本海中西部府県水産主務課長会議の要望事項にさせていただいております。それから、全漁調連でも毎年要望していただいていると聞いております。さらに、この春に政府への政策提案要望というものがあり、そこにも要望として上げることを検討しています。制度として変えることは難しい面があると思いますが、やはり声を上げていくことが非常に大事だと思いますし、実現は難しいから止めようではなく、継続して粘り強くやっていくことが必要と考えています。

葭矢会長 ありがとうございます。その他どうでしょうか。

石倉委員 できるなら6海里まで禁止、或いは白石礁での操業を遠慮していただきたい。近くでまき網漁をされると、定置にすごく影響があるので。なんとかあったらありがたいですが、そう簡単にはいかないとのことで、各方面で地道に陳情、要請に努力していただき、できるだけ早く実現できたらという思いです。

葭矢会長 ありがとうございます。その他何か。

益田委員 こうした問題はなんとかしていくべきですし、好ましくない状況にあることは、漁業者以外の水産関係者も指摘されていますので、言い続けて行くべきだと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。去年、私は初めて船主部会に出させてもらったのですが、府の漁業者はいろいろなルールを守りながら操業しているということも含めて説明させていただきました。ただ、まき網側も資源管理でいろいろな制限されていて、そうしたことも配慮してほしいということですけど。ただ、白石礁でがつつり獲られるのはいかななものかと思っておりますので、意見交換ではっきり言っていきたいなと思っております。操業禁止区域の話を出すかどうかは微妙なところ

ろですけど、様子を伺いながらやっていきたいなと思っています。

その他に何かありますか。特にご意見ご質問なければ、次に報告事項4「令和4年度第22期海区漁業調整委員会の活動報告について」事務局から説明願います。

井上次長 (報告資料4に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、今の報告事項につきましてご質問ご意見ございましたら、よろしく願います。

八木副会長 報告事項とは違う話ですが、先般竣工式があった調査船平安丸ですが、安定性が向上したということで、平安丸で11月～12月にまき網の監視はできないでしょうか。

井谷局長 巡回業務に関しては、らくようが出ていますので。皆さんからも、まき網が近くに来ているといった情報をいただければありがたいです。

葭矢会長 らくようも精力的に監視してもらっていますし。
元の話に戻りますが、AISをまき網に付けてほしいというのは、どこで操業しているか分かる状態になって、向こうはそれを知られたくないということがあるかもしれませんけど、小型漁船で府の漁業者も出ていますので、安全第一ということで。過去に事故直前の事例があるので、AISをきちり作動してもらって、府の漁業者もしっかりAISを付けて安全航行に努力していますという中でお願いをしたい。AISを付けてくれれば、怪しいところにはらくようが出て行くとか、よりきめ細やかな監視もできますし、逆に向こうにとっては、きちっと守っていますよということが言えると思うのですけど。義務ではないけど、付けないところがちょっと怪しいなと思います。しかし、事故が起こる直前だったということで、こちらとしても要望を重ねていきたい。この活動は、漁業者の意見を受けて漁調委が間に入ってまき網の船主さんと話をしましょうということで始めたので、継続して積み上げていくことが大事かと。

その他に何かありますか。特にご意見ご質問なければ、次に報告事項5「令和5年度第22期海区漁業調整委員会の予定について」事務局から説明願います。

井上次長 (報告資料5に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、予定について何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

漁業権免許の関係で公聴会も含めて委員会を開催する、それから委員会指示の見直しもやっけて行くということで。特にご意見ご質問がなければ、報告事項はこれで終わりですね。その他に事務局から何かありますか。

井上次長

次回委員会は6月頃の予定です。

葭矢会長

それでは、議案、報告事項全て終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年3月20日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員